

議案第10号

逗子市職員給与条例の一部改正について

逗子市職員給与条例の一部を次のように改正する。

平成30年2月6日提出

逗子市長 平井 竜一

逗子市職員給与条例の一部を改正する条例

逗子市職員給与条例（昭和31年逗子市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（平成30年度における地域手当の支給に関する特例）

- 24 平成30年4月1日から平成31年3月31日までに支給する第10条の2に規定する地域手当の額については、同条第2項中「100分の15」とあるのは一般職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級及び7級である職員にあつては「100分の11」と、一般職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級から1級まで及び一般職給料表(2)の適用を受ける職員にあつては「100分の12」とする。

（平成30年度に支給する期末手当に関する特例）

- 25 平成30年4月1日から平成31年3月31日までに支給する第18条に規定する期末手当の額については、同条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額（一般職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもののうち規則で定める職員にあつては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額）」とあるのは「6月に支給する場合には、一般職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもののうち規則で定める職員にあつては100分の87.5、一般職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級（規則で定める職員を除く。）及び7級である職員にあつては100分の107.5、

一般職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級から1級まで及び一般職給料表(2)の適用を受ける職員にあつては100分の110.0、12月に支給する場合においては、一般職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもののうち規則で定める職員にあつては100分の102.5、一般職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級（規則で定める職員を除く。）及び7級である職員にあつては100分の122.5、一般職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級から1級まで及び一般職給料表(2)の適用を受ける職員にあつては100分の125を乗じて得た額」と、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の59」と、「100分の125」とあるのは「100分の74」とする。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

緊急財政対策の取組として、本市一般職職員の給与を減額する要あるため提案する。